

遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（案）に関する
御意見募集について

平成30年2月6日
厚生労働省
大臣官房厚生科学課

今般、ゲノム編集技術の進歩と臨床研究法（平成29年法律第16号）の施行に伴い、遺伝子治療等臨床研究に関する指針の規定の整備を予定しております。つきましては、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

平成30年2月6日（火）から平成30年3月7日（水）まで
（郵送の場合についても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（案）（概要）

3. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、厚生労働省大臣官房厚生科学課において配布いたします。

4. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 宛て

○ FAXの場合

FAX番号：03-3503-0183

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォーム
へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」

より提出を行ってください。

5. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（案）について」と御意見の対象を明記の上、日本語で御提出くださいますようお願いいたします。

また、個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先（法人の場合は法人名、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、御了承ください。